本則に次の六条を加える。

（電磁的記録に記録された事項の表示方法）

第五条　法第十一条の三第一項（法第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による電磁的記録に記録された事項の表示は、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によつて行うものとする。

（収入印紙を貼付するための書面）

第六条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号。以下「令」という。）第八条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める書面の様式は、別記様式とする。

（手数料の納付）

第七条　令第八条の四第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、社会保険審査官又は社会保険審査会は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　前条に規定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　令第八条の四第二項第一号の規定による公示をした場合にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　令第八条の四第二項第二号の規定による公示をした場合にあつては、当該管轄審査官の属する地方厚生局の事務所又は社会保険審査会の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、社会保険審査官又は社会保険審査会は、同項本文に規定する方法によることができないときは、令第八条の四第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第八条　令第八条の六に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条の三第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（利益を代表する者の名称）

第九条　法第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の名称は、社会保険審査会参与とする。

（調書の閲覧）

第十条　法第四十一条第二項の規定により調書の閲覧をする者は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述し、かつ、閲覧の場所、時間その他閲覧に関して別に定めるところに従つて、閲覧しなければならない。

一　事件の表示

二　閲覧請求の理由

三　請求の年月日

四　請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

附則に次の一様式を加える。

別記様式（第六条関係）

交付実施申立書

一　対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法

三　送付による交付を求める場合にあつては、その旨

右のとおり交付の実施を申し立てる。

平成　年　月　日

申立人〔住所又は居所　　㊞
〔氏名
（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

殿

収入印紙

（年少者労働基準規則の一部改正）

第四条　年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「六十日」を「三箇月」に、「労働局長」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正）

第五条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、同条第二項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第三号の二とし」及び「とし、同条第二項の規定により再審査請求の場合にあつては様式第四号の二」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項の表示方法）

第四条の二　法第十六条の三第一項（法第五十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録に記録された事項の表示は、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法によつて行うものとする。

第五条の次に次の三条を加える。

（収入印紙を貼付するための書面）

第五条の二　令第十四条の五第二項（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める書面は、様式第五号の二とする。

（手数料の納付）

第五条の三　令第十四条の五第二項第三号（令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、労働者災害補償保険審査官若しくは雇用保険審査官又は審査会は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　前条に規定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　令第十四条の五第二項第一号（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした場合にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　令第十四条の五第二項第二号（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公示をした場合にあつては、管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所又は労働保険審査会の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、労働者災害補償保険審査官若しくは雇用保険審査官又は審査会は、同項本文に規定する方法によることができないときは、令第十四条の五第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。